

ヘルパーステーション渡辺 運営規程

第1条（事業の目的）

医療法人社団志朋会が開設するヘルパーステーション渡辺（以下「事業者」という。）が行う指定訪問介護・訪問介護相当サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の訪問介護員等が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な訪問介護（介護予防事業）を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業者は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営するものとする。

1. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護等その他の生活全般にわたる援助を行う。
3. 地域との結びつきを重視し、市区町村、指定居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
4. 従業員の教育研修を重視し、提供するサービスの質について、常にその改善に努める。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称： ヘルパーステーション渡辺
2. 所 在 地： 岐阜市矢倉町7番地（有料老人ホームやくら内）

第4条（従業員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤・兼務）（サービス提供責任者・訪問介護員と兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務内容の管理を一元的に行うとともに自らも訪問介護サービスの提供に当たるものとする。
2. サービス提供責任者 2名（常勤・兼務、非常勤・兼務）（常勤者は管理者・訪問介護員を兼務、1名は訪問介護員・施設職員を兼務、）
サービス提供責任者は、事業所に対する利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画書等の作成を行う。
3. 訪問介護員 4人以上
訪問介護員は、訪問介護の提供に当たる。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 年中無休
2. 営業時間 24時間

第6条（事業の内容及び利用料等）

1. 事業の内容は次の通りとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（別紙料金表）によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額を徴収する。
 - （1）身体介護
 - （2）生活援助
2. 第9条に定める通常の事業の実施地域を超えて行うサービスに要した交通費は、片道5kmまで100円、以後5km毎に100円を徴収する。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

第7条（緊急時等における対応方法）

1. 訪問介護員等は、サービス実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
2. サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

第8条（虐待防止に関する事項）

事業者は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止するため次の措置を講じる。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待防止のための指針を定める
3. 従業者に対し虐待を防止するための年1回以上の定期的な研修を実施する。
4. 担当者を設置し、上記1～3に掲げる措置を適切に実施する。

第9条（苦情処理）

サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

第10条（身体拘束について）

身体拘束は、本人等の生命を脅かす可能性があり、以下の3要素に該当するなど他

に方法がない時を除き行わない。身体拘束等を行う場合は、事前に家族等の同意を得ておくものとする。またその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しておく。

実施した身体拘束については実施状況の適切性を評価し、早期の解除に努めるものとする。

1. 切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされている可能性が著しく高い場合
2. 非代替性 : 身体拘束やその他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合
3. 一時性 : 身体拘束やその他の行動制限は一時的なものである場合

第11条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、岐阜市・岐南町の一部の区域とする。

第12条（個人情報の保護）

1. 事業者は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 事業者が得た利用者の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

第13条（その他運営に関する重要事項）

1. 事業者は、従業員の資質向上を図るための研修を行い、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
2. 事業所は授業員に対し、定期的な健康診断を実施するとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。
3. 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
4. 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、事業者との雇用契約の内容とする。
5. 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
6. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

7. この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、事業所の管理者が定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。